

政令第三百八十三号

小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令の一部改正）

第一条 小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令（昭和二十八年政令第二百五十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小型漁船の総トン数の測度に関する政令

第一条から第八条の四までを削る。

第九条第一項中「五トン以上二十トン未満の漁船（端舟その他ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する舟を除き、」を「二十トン未満の漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第二十条第一項に規定する漁船（国土交通省令で定める船舶を除く。」に改め、「所有者は」の下に「、当該

船舶を航行の用に供するときは、あらかじめ」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）第六条第二項又は第九条第二項の規定に基づき総トン数の測度を受けた後船体の改造を行わずに小型漁船に転用された船舶その他国土交通省令で定める船舶については、前項の規定は、適用しない。

第九条を第一条とする。

第十条中「船籍票の交付、書換え及び再交付の手續その他船籍票及び」を「総トン数の測度の申請の手續その他」に改め、同条を第二条とする。

第十条の二中「この政令」を「第一条第一項及び第三項」に改め、同条を第三条とする。

第十一条の前の見出し及び同条を削る。

第十二条の前の見出しとして「（罰則）」を付し、同条中「第九条第一項又は第二項」を「第一条第一項又は第三項」に、「二千元」を「二十万円」に改め、同条を第四条とする。

第十三条中「船舶所有者又は」及び「第十一条又は」を削り、「罰する外」を「罰するほか」に、「各

本条の「を」同条の「」に改め、同条を第五条とする。

附則第二項から第五項までを削り、附則第一項の項番号を削る。

(地方税法施行令の一部改正)

第二条 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第八条の四第三項中「差押」を「差押え」に、「若しくは建設機械」を「建設機械若しくは小型船舶」に改める。

(滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令の一部改正)

第三条 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令(昭和三十二年政令第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「建設機械」の下に「小型船舶」を、「建設機械」の下に「小型船舶」を加える。

第十二条の三第一項、第十二条の四、第二十七条第一項及び第二十八条中「又は建設機械」を「建設機械又は小型船舶」に改める。

( 国 税 徴 収 法 施 行 令 の 一 部 改 正 )

第 四 条 国 税 徴 収 法 施 行 令 ( 昭 和 三 十 四 年 政 令 第 三 百 二 十 九 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 三 十 二 条 の 見 出 し を 「 ( 自 動 車 、 建 設 機 械 又 は 小 型 船 舶 の 差 押 え に 関 す る 手 続 ) 」 に 改 め 、 同 条 中 「 又 は 建 設 機 械 」 を 「 建 設 機 械 又 は 小 型 船 舶 」 に 、 「 差 押 」 を 「 差 押 え 」 に 、 「 差 押 に 」 を 「 差 押 え に 」 に 、 「 又 は 使 用 」 を 「 使 用 又 は 航 行 」 に 、 「 申 立 」 を 「 申 立 て 」 に 改 め る 。

第 三 十 九 条 第 一 項 中 「 若 し く は 建 設 機 械 」 を 「 建 設 機 械 若 し く は 小 型 船 舶 」 に 改 め る 。

第 四 十 一 条 の 見 出 し を 「 ( 参 加 差 押 え が あ る 場 合 の 差 押 解 除 時 の 措 置 ) 」 に 改 め 、 同 条 第 四 項 中 「 又 は 建 設 機 械 」 を 「 建 設 機 械 又 は 小 型 船 舶 」 に 、 「 差 押 」 を 「 差 押 え 」 に 改 め る 。

## 附 則

( 施 行 期 日 )

第 一 条 この 政 令 は 、 小 型 船 舶 の 登 録 等 に 関 す る 法 律 ( 以 下 「 法 」 と い う 。 ) の 施 行 の 日 ( 平 成 十 四 年 四 月 一 日 ) か ら 施 行 す る 。

( 小 型 船 舶 の 船 籍 及 び 総 ト ン 数 の 測 度 に 関 す る 政 令 の 一 部 改 正 に 伴 う 経 過 措 置 )

第二条 法附則第二条に規定する現存船であつて、この政令の施行の際現に第一条の規定による改正前の小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令第一条の規定により船籍票の交付を受けているもの（以下「船籍票受有現存船」という。）に係る船籍票の書換え、船籍簿の備置きその他船籍票及び船籍簿に関する処分、手続その他の行為については、当該船籍票受有現存船が新規登録を受ける日又は法附則第二条第一号に定める日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例による。

2 船籍票受有現存船の所有者が新規登録を受けようとする場合においては、当該船籍票受有現存船について交付を受けている船籍票を国土交通大臣（法第二十一条第一項の規定により機構が登録測度事務を行う場合には、機構）に提出しなければならない。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この政令の施行前にした行為及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方自治法施行令の一部改正）

第四条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令（昭和二十八年政令第二百五十九号）の項中「小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令」を「小型漁船の総トン数の測度に関する政令」に、「この政令」を「第一条第一項及び第三項」に改める。

（消費税法施行令の一部改正）

第五条 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「又は船籍票の交付」を削り、「これらに類するもの」を「登録」に改め、「機関の所在地」の下に「（同一の船舶について二以上の国において登録をしている場合には、いずれかの機関の所在地）」を加え、「居住者に対する」を削り、「日本船舶の貸付け」を「日本船舶の譲渡又は貸付け」に、「当該貸付け」を「当該譲渡又は貸付け」に改める。

（消費税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる船籍票受有現存船については、前条の規定による改正前の消費税法施行令第六条第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

（無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律施行令の一部改正）

第七条 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律施行令（平成十一年政令第四百三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号又中「又は船籍票の交付を受けた船舶」を「の交付を受けた船舶又は小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）第九条第一項に規定する登録小型船舶」に改める。

（無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第八条 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる船籍票受有現存船については、前条の規定による改正前の無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律施行令第二条第一号（同号）及び同条第二号（同号）の規定は、なおその効力を有する。また、同条第三号（同号）の規定は、なおその効力を有する。

（地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正）

第九条 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表一の項及び二の項を次のように改める。

二 削除	一 削除



